

2 ビジネス環境の改善に向けて

海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、政府は対日直接投資促進を成長戦略の柱の一つに位置付け、2020年までに対内直接投資残高を35兆円とする政策目標を掲げている。

外国企業の誘致や国内への定着促進は他国・地域とのグローバルな立地競争であり、「ビジネスのしやすさ」は極めて重要なポイントとなる。このため、政府は「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現を目指して、近年、各種の施策を打ち出してきた。

この章では、2018年6月に閣議決定された新たな成長戦略である「未来投資戦略2018」および関係の施策を中心に、日本のビジネス環境改善および外国企業誘致に資する各種の取り組みを整理・紹介する。

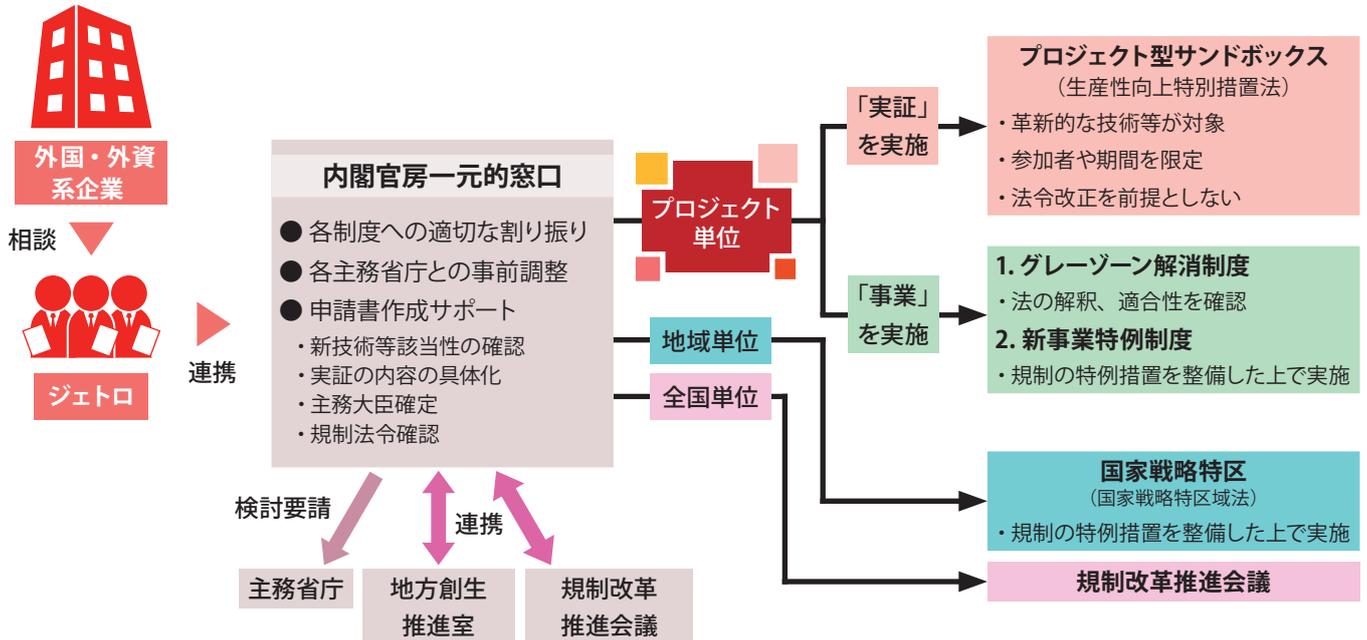
1. ビジネス環境の改善および投資促進に資する新たな動き

(1) プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設

－「まずやってみる」で集めた実証データを規制緩和につなげる仕組み

生産性向上特別措置法の施行(2018年6月6日)を受け、政府は、同日に「規制のサンドボックス」制度に関する政府一元的総合窓口を内閣官房日本経済再生総合事務局内に開設し、事前相談・申請の受付を開始した(図表2-1)。

図表 2-1 プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度と各規制改革スキームとの関係



(出所) 革新的事業活動評価委員会(第1回) 会議資料より作成

プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度は、革新的な技術やビジネスモデルについて、参加者や期間を限定して、既存の規制にとらわれることなく実証を行うことができる環境を整備することで、迅速な実証および規制改革につながるデータの収集を可能にするものである〔注1〕。事業者から申請された実証計画について、専門家で構成される委員会の意見を聴いたうえで主務大臣が認定する。従来の「グレーゾーン解消制度」〔注2〕や「新事業特例制度」〔注3〕とは異なり、「まずやってみる」ことで規制緩和に必要なデータを集め、「市場との対話」により政策形成をしていく点が特徴的な制度といえる。実証期間の終了後には、規制所管大臣が実証で得られたデータに基づき規制の見直しを検討する。

諸外国ではフィンテックの分野を中心に同様のコンセプトの制度があるが、新たに創設された日本の制度では、産業分野、申請者の企業規模、日本法人・外国法人の別などを問わず幅広く申請を受け付ける。

革新的な技術やビジネスモデルを実用化していくためには、ビジネスの機を逸さないよう、手続を進める上での迅速性も欠かせない。政府一元的総合窓口では、申請から認定のプロセスも可能な限り迅速に行う〔注4〕ことを重視しながら、事業者からの相談等についての各制度への適切な割り振りや、各主務省庁との事前調整、申請書作成のサポートなどを担う。

ジェットロは、外国企業・外資系企業の窓口として、国内外における本制度の紹介や、政府一元的総合窓口との連絡調整などを行っている。

〔注1〕既存の法規制が想定していない新規事業を企業が行う際に適用することを想定したもの。小さな失敗を許容しながら試行錯誤して革新的なサービスや製品を立ち上げていくことから「砂場（サンドボックス）遊び」に例えられる。

〔注2〕事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、安心して新事業を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、予め規制の適用の有無を確認できる制度。

〔注3〕新事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて、安全性等の確保を条件として、「企業単位」で、規制の特例措置の適用を認める制度。

〔注4〕主務大臣は申請書を受領後、1カ月以内に革新的事業活動評価委員会に見解を送付し、同委員会の意見を受領後1カ月以内に認定の可否を通知。

(2) 世界銀行 Doing Business ランキング改善に向けた動き

政府は、「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国で3位以内に入る」ことを成長戦略のKPI（重要成果指標）に掲げている。しかし、2019年版（2018年10月発表）の同ランキングにおける日本の順位は先進国で25位（全体では39位）にとどまっている（図表2-2）。

この改善に向け、政府は、「事業環境改善のための関係府省庁連絡会議」を設置して、各評価分野における事業環境改善に向けた取り組みの検討を進めるとともに、特に国際的な評価が低く改善の余地の大きい①法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、②裁判手続等のIT化、③貿易手続等の全体最適化、について検討を進め、ランキング改善に向けた取り組みを進めてきた。

以下では、とりまとめられた方策の概要について紹介する。

① 法人設立—2019年度中に24時間以内の手続完了を実現

世界銀行のランキングにおける日本の「法人設立」分野に対する低評価（2019年版ではOECD加盟36カ国中で30位）は、必要な手続数の多さと、日数が長くかかることが大きな要因とされている。

2017年9月設置の「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」における検討結果を踏まえ、政府は(i)マイナポータル〔注〕を活用したワンストップサービス化の実現、(ii)オンラインによる法

人設立手続の24時間以内の処理、(iii)株式会社設立時の定款認証の合理化、(iv)印鑑届出の任意化を実施することとし、実施時期を含めて「未来投資戦略2018」に盛り込んだ。

これまで、設立登記の申請審査処理に7日程度を要していたところ、2018年3月からは優先処理により原則3日以内に短縮化した上で、審査業務等の電子化を推進し、2019年度中にオンライン設立登記の24時間以内の処理を実現するとしている。

さらに2020年度中には、複数ある申請窓口の一元化（ワンストップ）とともに、設立登記に関連して求めている必要な12の手続を、1回の申請で全て完了するオンラインサービスを実現することとしている。

法人設立手続のオンライン・ワンストップ化は、政府が進める「デジタル・ガバメントの推進」に係る旗艦プロジェクトにも位置付けられている。計画が実現すれば、法人設立手続を「手続数1、所要日数1日」で行う環境が整備されることになり、ランキングの改善にも大きく寄与することが見込まれる。

〔注〕政府が運営するオンラインサービス。主にマイナンバーに関連した個人情報から自ら確認できるポータルサイト。

② 裁判手続等のIT化の推進

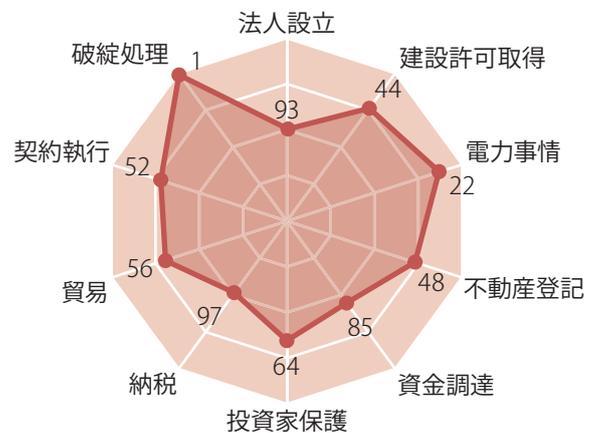
世界銀行のビジネス環境ランキングにおける評価項目のうちの「契約執行」において、日本は「裁判手続の自動化（IT化）」に関する指標が低評価になっている。この改善に向け、政府は、2017年10月に「裁判手続等のIT化検討委員会」を設置して、裁判に係る手続等のIT化を進める方策についての検討を進めてきた。

その結果、司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化を目指すこととなり、また、裁判において、ウェブ会議等の導入・拡大を行うこととなった。

今後、オンラインでの申立て等の実現に向け、法務省は速やかに検討・準備を行うとともに、開始時期を2019年度中に検討するとしている。また、ウェブ会議等の導入については、2022年度頃からの開始を目指し速やかな検討・準備を進めていくこととしている。

図表 2-2 日本の総合ランキング

2019年	
1	ニュージーランド
2	シンガポール
3	デンマーク
4	香港
5	韓国
6	ジョージア
7	ノルウェー
8	米国
32	フランス
33	ポーランド
34	ポルトガル
35	チェコ
36	オランダ
37	ベラルーシ
38	スイス
39	日本



〔注〕数字はランキング。外縁が1位、中心が190位
〔出所〕「Doing Business 2019」(世界銀行)

③ 貿易手続・港湾物流等の改善

世界銀行のランキングにおける評価項目のうちの「貿易」において、日本は実物貨物の国境での取り扱い（ボーダーコンプライアンス）に係る時間・コストに対する評価が輸出入ともに比較的低位となっている。

政府は、2017年10月に「貿易手続等に係る官民協議会」を設置して、貨物の滞留時間の短縮化等を実現するための最適化について検討を進めてきた。この結果、コンテナヤードへの貨物搬入締切時間の短縮による貨物滞留の改善や、港湾における渋滞緩和に向け、政府・港湾管理者・港湾関係者・利用者が一体となった取り組みを進めることとなった。また、貿易全般にわたる情報の電子化と関係者間でのデータ利活用の推進等が検討されることとなった。

④ 事業環境改善のための関係府省庁連絡会議

政府は、2017年12月に「事業環境改善のための関係府省庁連絡会議」を設置し、更なる事業環境の改善のため各府省庁が一堂に会し継続的に協議を行う場を設けた。

この会議における協議を踏まえて、世界最高水準のビジネス環境のために、(i) 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、(ii) 裁判手続等のIT化の推進、(iii) 貿易手続・港湾物流の改善、(iv) 不動産取引関連サービスのデジタル化、(v) 建築関係手続のオンラインによる簡素化、(vi) 税、社会保険関連手続の簡素化、オンライン化、ワンストップ化、などの取り組みが進められることとなった。

また、世界銀行による評価は各国の調査協力者に配布するアンケート調査への回答に基づいて行われるが、関係府省庁連絡会議によれば、日本の現行法制度やビジネスの実態と異なる分析がなされている部分があるとされる。このため、政府は、世界銀行に

対する適切な調査協力者の推薦や積極的な情報提供等により、日本のビジネス環境の正確な反映に努めるなどとしている。

(3) 行政手続コストの2割削減

政府は、行政手続に関する事業者の負担を減らし、生産性の向上を図るため、2017年3月の規制改革推進会議において、「2020年3月までに行政手続コスト(事業者の作業時間)の20%以上の削減」と「簡素化の3原則(①行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト)、②同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー)、③書式・様式の統一)」を決定した。また、各省庁はこの決定に基づいて、2017年6月に簡素化のための基本計画を策定した。

規制改革推進会議の行政手続部会は、各省庁の取り組み内容や目標設定を含め幅広く点検するため、2017年8月に2つの検討チームを設置して7カ月にわたる集中心点検を行った。具体的には、各省庁の優良事例を他省庁にも展開するべく基本計画の見直し方針を示すとともに、事業者からの要望の強い個別事項についても各省庁に対して簡素化の要請を行った。

分野別では社会保険や補助金など、中小企業に影響が大きい分野・事項を中心に一層の検討が行われた。また、政府のIT総合戦略本部(2017年12月)、eガバメント閣僚会議(2018年1月)において、「行政サービスの100%デジタル化」、「添付書類の撤廃」等が決定されたことなどの一連の動きを踏まえ、簡素化の手法としては特に「デジタル化」に焦点が当てられた。各省庁はこうした点検の結果を踏まえ、2018年3月までに基本計画を改定した。

「規制改革推進に関する第3次答申～来るべき未来へ～(2018年6月)によれば、営業の許可・認可に関する手続、社会保険に関する手続、補助金の手続などの重点分野における削減前の行政手続コストは年間3億2,800万時間(8,341億円)に上るとされる。日

図表 2-3 分野別の行政手続コストと削減時間の見通し

	基本計画策定対象 総手続件数 (手続項目数)	コスト計測対象 総手続件数 (手続項目数)	作業時間 (金額換算)		削減時間 (金額換算)		削減率
				1件当たり		1件当たり	
営業の許認可	651万9,196件 (786本)	525万3,226件 (330本)	1億4,173万時間 (3,604億円)	27.0時間	2,960万時間 (753億円)	5.6時間	20.9%
社会保険	6,271万6,706件 (105本)	5,680万6,812件 (28本)	1億2,211万時間 (3,105億円)	2.1時間	2,922万時間 (743億円)	0.5時間	23.9%
調査・統計	716万9,681件 (153本)	681万1,452件 (98本)	2,393万時間 (609億円)	3.5時間	562万時間 (143億円)	0.8時間	23.5%
労務管理	330万4,726件 (71本)	301万3,296件 (15本)	1,514万時間 (385億円)	5.0時間	306万時間 (78億円)	1.0時間	20.2%
補助金	29万7,660件 (74本)	29万2,598件 (56本)	1,100万時間 (280億円)	37.6時間	230万時間 (58億円)	7.9時間	20.9%
商業登記	99万8,850件 (33本)	59万5,272件 (2本)	853万時間 (217億円)	14.3時間	171万時間 (43億円)	2.9時間	20.0%
就労証明書	246万件 (1本)	246万件 (1本)	556万時間 (141億円)	2.3時間	164万時間 (42億円)	0.7時間	30.0%
計	8,346万6,819件 (1,223本)	7,523万2,656件 (530本)	3億2,800万時間 (8,341億円)	4.4時間	7,315万時間 (1,860億円)	1.0時間	22.3%

〔出所〕規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～(平成30年6月4日規制改革推進会議)

本で行政手続コストが数値化されるのは初めてのことで、削減効果の定量的な検証が可能となった。また、改定後の基本計画によるコスト削減効果は7,315万時間(1,860億円、22.3%の削減)とされ(図表2-3)、この削減効果は毎年継続することから、計画が実現すれば日本のビジネス環境の改善に大きく寄与すると見込まれる。

政府は、今後も計画の定期的なフォローアップを行うとともに、こうした取り組みを地方自治体へ横展開するため、地方自治体に対して、行政手続コスト削減への理解と協力を求めることとしている。

(4) 外国人材の受入れ拡大

① 外国人起業家の受入れ拡大

－ 起業準備のための在留期間を最長1年に

政府は2017年4月に「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設するなど、高度外国人材の受入れ拡大に注力している。「未来投資戦略2018」では、外国人起業家をさらに呼び込むため、新たに「スタートアップ・プログラム(仮称)」を開始する方針を示した。

通常、外国人が日本で起業するには「経営・管理」の在留資格が必要で、①事務所の開設、②常勤2人以上雇用または500万円以上の国内投資がその要件となる。現行の国家戦略特区(東京都、福岡市等)における創業人材特例では、地方自治体による事業計画の審査等により計画の実現可能性等が確認されれば、通常は上陸時に求められる在留資格取得に係る要件を、上陸後6カ月以内に満たせばよいとし、入国を認めている。

これに対し、「スタートアップ・プログラム(仮称)」では、これまで国家戦略特区の一部地域で認められていた創業人材特例を全国展開したうえで、起業準備のための在留期間も従来の6カ月から1年に延長するとしている。相談体制の構築等の管理・支援策を実施するなど、起業活動を支援するプログラムとして、2018年中の運用開始が予定されている。

② 就労を目的とする新たな在留資格の創設

日本では中小・小規模事業者をはじめとして人手不足が深刻化しており、外資系企業の日本におけるビジネス展開においても「人材確保の難しさ」が大きな阻害要因となっている。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」および「未来投資戦略2018」において、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れ拡大に向けた新たな在留資格を創設する方針を打ち出した。これまでは原則認めてこなかった労働分野において、外国人への門戸を事実上開く大きな政策転換として注目を集めている。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」によれば、技能水準や日本語能力は試験等で確認し、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除される。また、在留期間の上限は通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、滞在中に一定の試験に合格するなど、より高い専門性を有すると認められれば、既存の専門的・技術的分野における在留資格への移行措置も検討している。

政府は真に必要な分野に着目するとして対象業種を公表していないが、人手不足が深刻な建設や農業、介護、宿泊、造船などが中心になるのではとみられている。

政府は、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となった総合的な検討を行うため、2018年7月24日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を設置した。2019年4月の新在留資格の創設を目指した準備を進めている。

③ 在留資格手続のオンライン化

在留資格に関する手続は、入国管理局の窓口に出向いて行う必要があり煩雑であることに加え、窓口が混雑していて時間がかかるとの課題があった。このため、手続の大幅な円滑化および迅速化に向け、2018年度からのオンライン化を含めた検討が行われていた。

この結果、「未来投資戦略2018」では、外国人を適正に雇用し、また外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を2018年度から開始することとされた。

④ コワーキングスペースなどで在留資格「経営・管理」の取得が可能に

外国人が日本で起業したり、企業の経営または管理に従事したりする場合、その活動は「経営・管理」の在留資格に該当する。この認定要件の一つに「事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること」または「事業を営むための事業所が本邦に存在すること」との基準が定められている。従来、コワーキングスペースなどシェアオフィスは、原則としてこの事業所要件に適合するものとは認められてこなかった。

しかし近年、ビジネスモデルや働き方の多様化とともにオフィスの形態も多様化が進み、ビジネスを新規で始める人や企業にとって、コワーキングスペースやシェアオフィスが重要なインフラとなりつつある。こうした中、初期コストを抑えて日本法人を立ち上げ、事業を開始したい外国企業から、コワーキングスペース等を事業所要件として認めてほしいとの要望がジェットロに寄せられていた。

これを受けて経済産業省と法務省が協議した結果、ジェットロの支援認定を受けている外国企業の日本法人・支店の外国人経営者については、「経営・管理」の在留資格を発給する特例措置が認められることとなった。一定の条件を満たすコワーキングスペース等を事業所とした場合で、日本での起業時から3年未満の申請であることなどが要件となっている。

本件は、2018年11月に法務省入国管理局長より全国の地方入国管理局宛てに通達を発出し、運用を開始する予定である。

(5) 地域への対日直接投資拡大に向けた取り組み

① 地域への対日直接投資サポートプログラム

政府の対日直接投資推進会議(第6回)は、2018年5月17日、「地域への対日直接投資サポートプログラム」を決定した(図表2-4)。

同プログラムは、地域の強み(技術力を持つ企業、特色ある産業集積、さまざまな地域資源、優秀な労働力)を活かして外国企業を地元へ誘致したい自治体に対して、関係府省庁およびジェトロを中心に政府が一丸となってきめ細かく支援するものである。これまで東京など一部の大都市に集中してきた対日直接投資の地域への拡大を通じて、地方創生を強力に推進することを目指している。

具体的には、地域の特色を踏まえた「外国企業誘致計画」を策定し、地域活性化を図る自治体に対する、(i) 計画策定への支援、(ii) 外国企業と当該地域の企業・自治体とのマッチング支援、(iii) 関係府省庁の施策の効果的な活用の支援、(iv) 規制・行政手続に関する外国企業および自治体への助言をワンストップで行うこととしている。また、関係府省庁は、所管の支援施策や規制・行政手続に関する外国企業・自治体への情報提供や、外国企業・自治体からの問合せ、相談、要望への対応を積極的に行うこととしている。

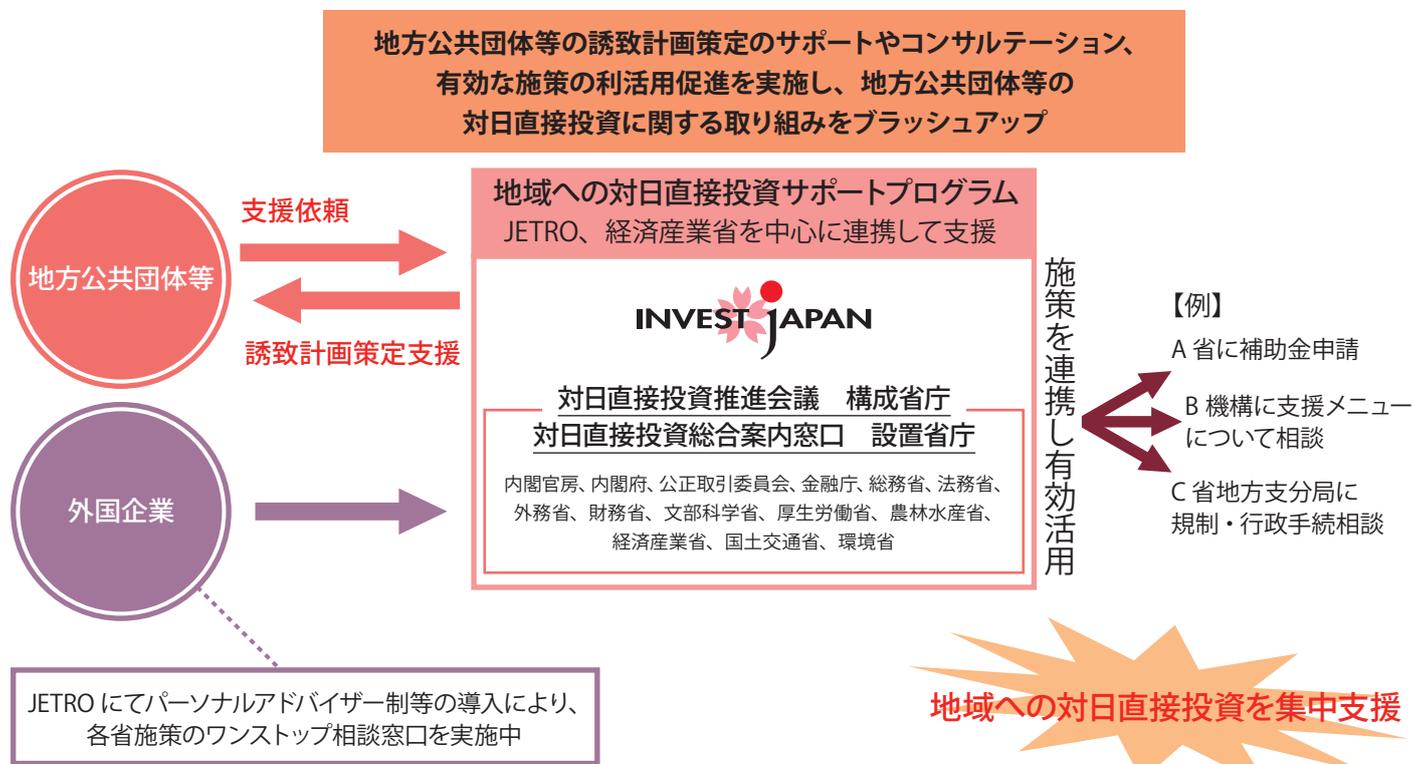
② 地域への対日直接投資カンファレンス (Regional Business Conference)

ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等で日本に対する国際的な注目が集まる機会を捉え、地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信することは、対日直接投資を地域に呼び込むのに有効である。

政府は、外国企業誘致に意欲的な地方自治体と連携して2019～2020年にかけて「地域への対日直接投資カンファレンス(Regional Business Conference 以下、「RBC」という。))」を開催するとしていたが、「未来投資戦略2018」では、これを1年前倒して2018年度から開始することとなった。

RBCは、特定地域への投資に関心が高い外国企業を招へいし、地方自治体の首長によるトップセールスや、地元企業とのマッチング等を行うイベントを開催するものであり、ジェトロおよび経済産業省は、第一弾のプロジェクトとして、福島県(開催テーマ:医療関連産業)、茨城県(開催テーマ:R&D拠点の集積)、福岡県(開催テーマ:IoT関連産業)、大阪市(開催テーマ:ベンチャー・スタートアップ)の4件のプロジェクトを採択した。これらのイベントは、2018年10月以降、順次開催されている。

図表2-4 地域への対日直接投資サポートプログラムのイメージ



〔出所〕 対日直接投資推進会議(第6回) 会議資料

(6) 税制改正の動き

① 情報連携投資等の促進に係る税制 (コネクテッド・インダストリーズ税制) の創設

2018年3月28日、「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、法人課税に関する各種の見直しがなされた。

今回の税制改正では、一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取り組みについて、必要となるシステムやセンサー・ロボット等の導入を支援する税制措置が創設された。

具体的には、事業者が作成し主務大臣が認定した事業計画に基づいて行う設備投資に対して、特別償却 30%または税額控除 3% (賃上げを行う場合は 5%) を措置するとしている。対象事業者は青色申告事業者で、業種や資本規模による制限は設けられていない。また、最低投資合計額は 5,000 万円で、対象設備としては、データ収集機器 (センサー等)、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム (サーバ、AI、ソフトウェア等)、サイバーセキュリティ対策製品など (図表 2-5)。

本制度は、税制面から技術革新を促し、企業の生産性向上・競争力強化を後押しするものということができ、「生産性向上特別措置法」の施行日である 2018 年 6 月 6 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備について適用される。

図表 2-5 情報連携投資等の促進に係る税制 (コネクテッド・インダストリーズ税制) のイメージ

計画認定の要件	課税の特例の内容									
<p>1. データ連携・利活用の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携 ・ 企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携 <p>2. セキュリティ面</p> <p>必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保</p> <p>3. 生産性向上面</p> <p>投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働生産性：年平均伸率 2% 以上 ・ 投資利益率：年平均 15% 以上 	<p>認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e91e63; color: white;">対象設備</th> <th style="background-color: #e91e63; color: white;">特別償却</th> <th style="background-color: #e91e63; color: white;">税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #f4a460;">ソフトウェア 器具備品 機械装置</td> <td rowspan="2" style="background-color: #f4a460;">30%</td> <td style="background-color: #f4a460;">3% (法人税額の 15% を限度)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">5% ※ (法人税額の 20% を限度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対象設備の例】 データ収集機器(センサー等)、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム(サーバ、AI、ソフトウェア等)、サイバーセキュリティ対策製品 等</p> <p>最低投資合計額：5,000 万円</p> <p>※計画の認定に加え、平均給与等支給額の対前年度増加率 ≥ 3% を満たした場合</p>			対象設備	特別償却	税額控除	ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の 15% を限度)	5% ※ (法人税額の 20% を限度)
対象設備	特別償却	税額控除								
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の 15% を限度)								
		5% ※ (法人税額の 20% を限度)								

(出所)「平成 30 年度 経済産業関係 税制改正について」(経済産業省)

② 自社株式を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置の創設

今回の税制改正では、企業の迅速かつ大胆な事業ポートフォリオの転換を支援するため、株式対価 M&A に係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置が講じられることとなった(図表 2-6)。

株式対価 M&A は欧米では一般的といわれるが、従来、日本では買収の対価として株式交付を行うと買収対象会社の株主(売り手)に課税負担が生じるために、株式対価 M&A の活用が進んでおらず、大規模買収を機動的かつ円滑に行いにくいとされてきた。

今回の改正により、買収会社が事業再編の計画について主務大臣の認定を受けることで、買収に応じた対象会社株主(売り手)は課税の繰り延べが可能となり、納税資金の確保が不要となる。他方、買収会社は現金を用いずに買収が行えるため、足元で資金に余裕のない新興企業等にとっては買収が行いやすくなるメリットがあり、M&A の拡大に資すると見込まれる。また、このほかの効果として、売り手が買収会社の株を保有することから、M&A 終了後の企業価値向上へのインセンティブが売り手にも生じ、買収企業との協働による企業価値向上などが指摘されている。

本制度はベンチャー企業などが自社外の経営資源や技術を積極的に取り込むよう促し、企業の生産性を高める観点から行うものであり、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日である 2018 年 7 月 9 日から 2020 年度末まで適用される。

③ 外国人の出国後の相続税等の納税義務の見直し

日本国籍のない者が長期間日本に滞在し、出国後に相続・贈与を行った場合の相続税・贈与税について、2017 年度に引き続き、2018 年度税制改正でさらなる見直しが行われた。

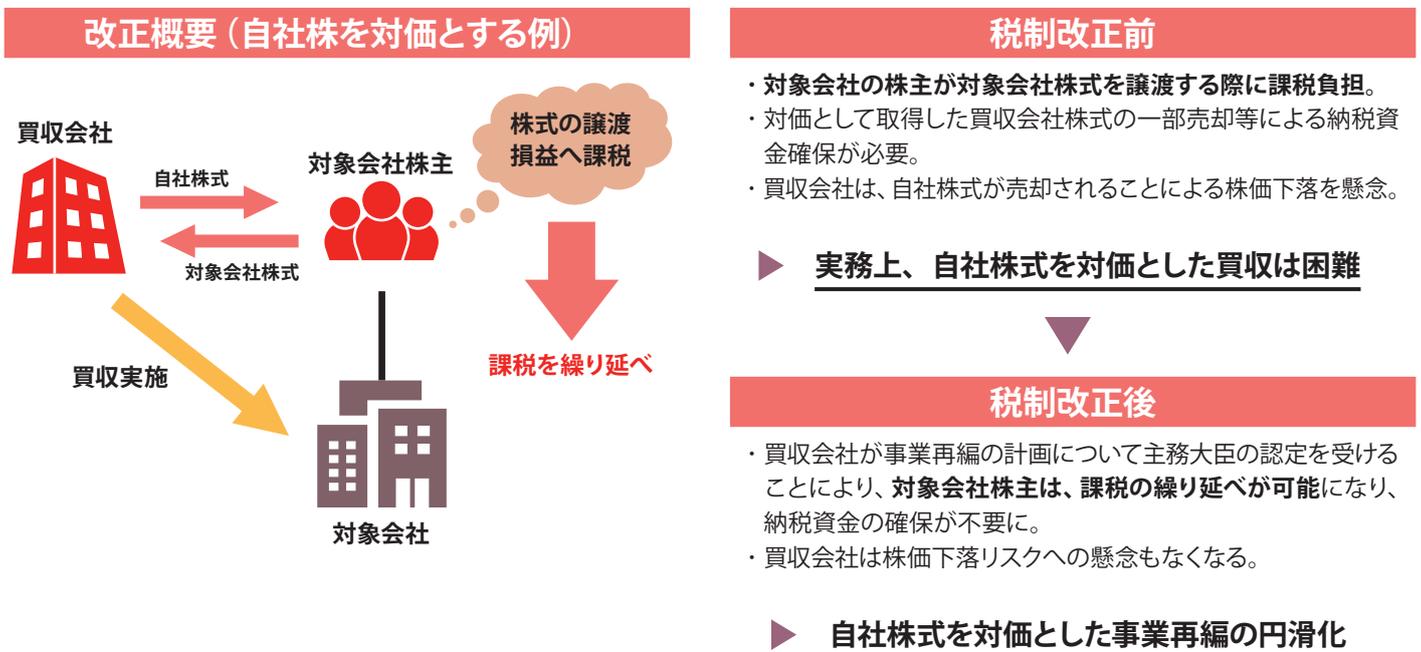
2017 年度の改正では、在留資格を持って一時的に日本に滞在〔注 1〕していた外国人が被相続人または相続人となる場合の相続等については、課税対象を縮小する改正が行われた一方で、被相続人が長期間日本に滞在していた場合〔注 2〕は、相続人が外国籍で相続時に日本に住所を有していなくても、国内・国外財産ともに課税対象とされていた。

2018 年度の改正では、高度外国人材等の受入れと長期滞在をさらに促進する観点から、この点を見直し、外国人が出国後に行った相続・贈与については、原則として国外資産には相続税等を課税しないこととなった(ただし、出国から 2 年以内に再び日本に住所を移した場合には、出国後に行った国外財産の贈与に贈与税を課税する)。この改正は 2018 年 4 月 1 日以後の相続又は贈与について適用される。

〔注 1〕 出入国管理及び難民認定法別表第 1 の在留資格の者で、過去 15 年以内において国内に住所を有していた期間の合計が 10 年以下の者

〔注 2〕 過去 15 年以内に日本に滞在していた期間が 10 年を超える場合

図表 2-6 自社株式を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置のイメージ



〔出所〕「平成 30 年度 経済産業関係 税制改正について」(経済産業省)

(7) コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンスの強化は、日本企業の収益性向上につながり、その結果、投資先としての日本企業の魅力が増すことから、対日直接投資の増加に寄与する可能性がある。

東京証券取引所は2018年6月1日、コーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）の改訂版を公表した。同コードは、望ましい企業統治のあり方を示す指針として2015年6月に適用が開始されたものであり、今回が初めての改訂となった。

改訂は、政府が成長戦略の一環として進めるコーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくことを狙いとし、金融庁と東京証券取引所が事務局を務める「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」による提言を踏まえて行われた。

具体的な改訂のポイントは、上場企業に対して①政策保有株式の縮減に関する方針・考え方などの開示、②CEOの選解任に関する客観性・適時性・透明性のある手続きの確立、③独立社外取締役の積極活用、④ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形での取締役会の構成、⑤自社の資本コストを的確に把握した経営、などを求めていることであり、これらはいずれも従来よりも踏み込んだ内容といえる。

また、政府は、スチュワードシップ・コード（2017年5月改訂）とコーポレートガバナンス・コードの両コードの付属文書として、新たに「投資家と企業の対話ガイドライン」を策定した。機関投資家と企業との対話において重点的に議論することが期待される事項をまとめたもので、双方の建設的な対話を通じて、企業が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することが期待されている。

2. これまでのビジネス環境改善に向けた取り組み

